

都師会会報 22 号 目次

- 1会長挨拶
- 2役員紹介
- 3各事業部から
- 4 家賃支援給付金に関するお知らせ 5 新型コロナウイルス感染拡大防止中 ステッカーを申請しましょう!
 - 6 都師会チャンネル開設!!

1会長挨拶























記録的な豪雨での河川の氾濫、新型コロナウイルス感染と気持ちの塞ぐ報道が続きます。水害 に遭われた方々ならびにウイルスに感染された方々に、お見舞いを申し上げると共に、お亡くなり になられた方にお悔やみを申し上げます。これから本格的な台風シーズンに入り、ウイルス感染も 日を追うごとに全国規模で増加しており、不安の種が尽きません。会員の皆様におかれましては、 このような厳しい状況の中でも施術に勤しみ、また技術研鑽に努めておられている事とお察し申し 上げます。負けないで!頑張りましょう!!

避難所生活での不自由な暮らし、未知のウイルスとの闘い、何れにおいても最後はその人の「生 きる力 | が大切な要素です。整えられた生活環境を失い、薬の無い病と向き合う時、私達 「あはき | の力を発揮するチャンスがあると思います。都民国民の「あはき」受療率はまだまだ低く普及活動 は大きな課題ではありますが、コロナウイルスと共存する(ウィズコロナ)のニューノーマル(新しい 常識・状況)での生活様式の中で、在宅勤務対応で悲鳴を上げている心身の助けを求めて来院される 方がいる事も事実です。

緊急事態宣言下での都行政からの指示では、「あはき」治療院は医療分野で社会生活を維持して いくのに必要な施設に位置づけられ、休業要請の対象にはなりませんでした。もちろん「あはき」で 全てができる訳では無く、私達の得意分野を生かして都民国民の皆様の健康維持に寄与できるよう に努めて参りましょう。

厳しい時ですが、一緒に頑張りましょう!!

公益社団法人 東京都はりきゅうあん摩マッサージ指圧師会 会長 黒澤淳



2役員紹介





本年度から新しく加わりました新役員をご紹介します(五十音順)

●石倉克彦

自律神経失調症やら仕事から来る頸椎症、指の痺れなどで、30 年 ほど前から近くの鍼灸院に通っておりました。

そこの先生に進められて、郵便局勤めの定年一年前に、「師匠」に推薦状を書いてもらって、東洋鍼灸専門学校に入学。現在 67 才で卒業後六年目になります。この度松田さん山下さんに誘われ非才を顧みず理事をお引き受けすることにしました。

鍼灸・東洋医学と言う素晴らしい技と思想を、もっと日本の医療制度にしっかりと根付かせるお手伝いが出来ればと思っております。 宜しくお願いいたします。



●貝沼洋之

本年 6 月より、理事を拝命いたしました、株式会社フレアスの貝沼でございます。10 年間在宅医療に関わり、利用者様の「時間の価値の最大化」を目標に施術を行ってまいりました。昨今のコロナウイルスの影響など、業界を取り巻く環境は年々厳しさを増してきておりますが、環境の変化とともに私達「国家資格者」の必要性は高まるものと確信しております。様々な分野の方々と広く関わりながら知見を広げ、業界の発展に寄与出来ますよう尽力して参る所存でございます。ご指導・ご鞭撻のほど、宜しくお願い申し上げます。



●森井貴司

恵比寿駅前から全国何処でも参上します!スポーツ分野では格闘技選手のケア、国体やビッグマラソン大会、ボッチャ競技等での選手のケア、災害支援では東北九州四国と被災した地域の方々のケアに向かってきました。治療院から出て、様々な現場で活躍をモットーに、一般の方々に東洋伝統医学を体験して、その良さをモット知ってもらえるような、あはき啓蒙活動をしていきたいと思っています。



3各事業部から



【学術部】

●東京都委託施術者講習会

本年度は WEB 配信による講座と致します。現在準備しており、9 月頃からの配信の予定です。

更に過去の東京都委託施術者講習会のビデオを WEB 公開する為の準備を現在進めています。進捗はホームページ等でお知らせ致します。

令和2年度

東京都施術者委託講習会

covit-19のため今年度の講習会は 三密回避によるweb配信を予定しております



●松塾は毎月第1土曜日 杉塾は第1日曜日 三密を防ぎながら少人数で開催しております。



【地域包括ケアシステム部】

本年度から地域包括ケアシステム参入のための活動を強化するべく、担当部署を設立致しました。 各区町村での他職種医療介護の現場で「あはき師」が活躍する為の活動に取り組んでいきます。

【スポーツ部・災害支援部】

本年度参加を予定していたスポーツイベントが全て中止となり、災害支援ボランティアも他県か らのボランティア参加が自粛されているおり、現時点では活動ができない状況です。本年度後半 での状況を見据えながら、今後の計画を立てていきたいと考えています。

【保険部から】

ここ最近「東洋医学ホントのチカラ」等テレビや雑誌で、あはき特集が取り上げられていますね。 東大、慶応、北里など大学の病院や研究室で活躍されている「あはき師」の先生方が出演されていま す。こうした医療機関から、もっとあはき情報を発信し宣伝してもらえると嬉しいですね。

そんな東京大学医学部附属病院から同意依頼書についてご以下ご連絡がありました。

医事課医療福祉担当からのお願い。

はり・きゅう・あん摩マッサージ同意書を当病院に依頼する場合、医師へ直送しないでください。 同意書、同意依頼書、報告書などは医事課医療福祉担当宛に送付してください。なお、同意書更新 (再同意)の際は有効期限の約3週間前までに利用者様氏名、生年月日を記載して下記連絡先まで郵 送にて依頼してください。

ただし、緊急時は電話連絡の上、FAXにてご依頼くだい。

緊急時連絡先

電話 03-5800-8627 FAX03-5800-8728

(宛先の封筒書き方の例)

〒113-8655

東京都文京区本郷 7-3-1

東京大学医学部附属病院医事課医療福祉担当林様

- ○○科 ○○先生御机下
- ○月分同意依頼書在中

最低この内容を封筒に記載し同意書依頼をお願い申し上げます。

以上









【総務部運営改善チームからお願い】



メールアドレス教えて頂けますか m(u u)m

昨年の台風東京直撃などの災害対応や、行政からの情報を速やかに会員の皆様にお伝えする為にメール連絡体制を作りたいと思います。今まで無かったのが不思議!今どき IT でしょ!!とお叱りを頂きながら、会員の皆さまにお願い致します・・m(u_u)m なお皆様からお預かりした情報は、厳重に管理し、当会からの連絡での使用に限らせて頂きます。

メール連絡に使用する PC またはスマホから

件名に「メール連絡用」

本文に「氏名と市区町名」を記入にて

都師会 toshikai8811@ybb.ne.jp 宛に

メールを送信して下さい。





4家賃支援給付金に関するお知らせ





家賃支援給付金

に関するお知らせ

家賃支援給付金とは?

5月の緊急事態宣言の延長等により、

売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、

地代·家賃(賃料)の負担を軽減する給付金を支給します。

支給対象 (①②③すべてを満たす事業者)

①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業 者、フリーランスを含む個人事業者※

※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。

- ②5月~12月の売上高について、
 - ・1カ月で前年同月比▲50%以上 または、
 - ・連続する3カ月の合計で前年同期比▲30%以上
- ③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い

給付額

法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給。

算定方法》申請時の直近1カ月における支払賃料(月額)

に基づき算定した給付額(月額)の6倍

	支払賃料(月額)	給付額 (月額)
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円 + [支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円(月額)が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円(月額)が上限

裏面に、よくあるお問い合わせをまとめてあります。ぜひ、ご一読を。裏面へ

よくあるお問い合わせ

Q1.申請に必要な書類を教えてください。

- A1.今後、追加・変更の可能性がありますが、以下の書類をご用意いただく予定です。
- ①賃貸借契約の存在を証明する書類 (賃貸借契約書等)
- ②申請時の直近3ヵ月分の賃料支払実績を証明する書類 (銀行通帳の写し、最込明細書等)
- ③本人確認書類 (運転免許証等)
- ④売上減少を証明する書類 (確定申告書、売上台帳等)

持続化給付金と同様

O2.どのようなタイミングで給付金を申請できますか?

A2.申請開始後、売上減少月の翌月~2021年1月15日までの間、いつでも申請できます。 (なお、給付額は申請時の直近1ヵ月における支払賃料に基づき算定されます。)

Q3.給付率1/3の上乗せ分が適用され、給付額(月額)の上限が100万円 や50万円になるのは、複数店舗を有する事業者だけですか?

A3.支払賃料が高額な事業者であれば、有する店舗数が1つであっても適用されます。

Q4.自己保有の土地・建物について、ローンを支払中の場合は対象ですか?

A4.対象ではありません。

Q5.個人事業者の「自宅」兼「事務所」の家賃は、対象ですか?

A5.対象ですが、確定申告書における損金計上額など、自らの事業に用する部分に限ります。

Q6.借地の賃料は対象ですか?

A6.対象です。なお、借地上に賃借している建物が存在するか否かは問いません。 (例:駐車場、資材置場等として事業に用している土地の賃料)

Q7.管理費や共益費も賃料の範囲に含まれますか?

A7.賃貸借契約において賃料と一体的に取り扱われているなど、一定の場合には含まれます。

O8.地方自治体から賃料支援を受けている場合も対象ですか?

A8.対象ですが、給付額の算定に際して考慮される場合があります。

具体的な対象範囲や申請方法、申請開始日等の、本紙以上の制度詳細は検討中であり、準備ができ次第、公表しますので、今しばらくお待ち下さい。

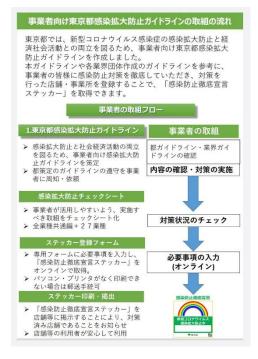
本紙の内容に関するご質問は、以下のダイヤルまでお問い合わせください。

相談ダイヤル 家賃支援給付金 コールセンター

0120-653-930 (平日・土日祝日8:30~19:00)

5 新型コロナウイルス感染拡大防止中 ステッカーを申請しましょう!





新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、事業を 実施していくためには、店舗(事業所)等での感染防止対策 の徹底が重要です。そこで、事業者の方向けに、事業者が実 施すべき感染防止対策を掲載した業種別のチェックシート を作成しました。チェックシートにある感染防止対策を全て 実施していただき、専用フォームから申請すると「感染防止 徹底宣言ステッカー」を取得できます。「感染防止徹底宣言ス テッカー と店舗等の目立つところに掲示いただくことで、 都民の皆様が安心して利用できる施設であることをお知ら せすることができます。













6 都師会チャンネル開設!!

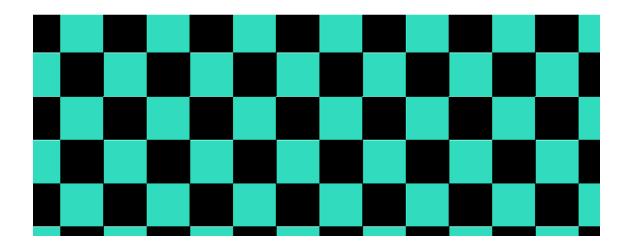
詳細はホームページ又は事務局にお問い合わせください









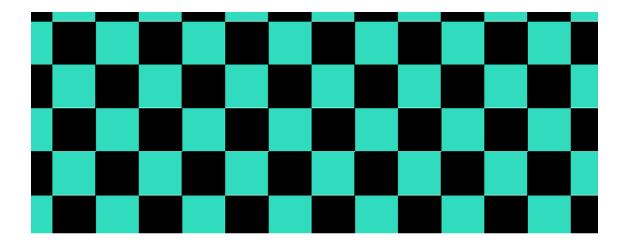


公益社団法人 東京都はりきゅうあん摩マッサージ指圧師会 会報 22 号 発行者 黒澤 淳

公益社団法人 東京都はりきゅうあん摩マッサージ指圧師会広報局

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 37-4

TEL 03-3252-8811 FAX 03-3252-8813













Toshikai